

国分寺市立第二小学校
学校いじめ防止基本方針

令和5年9月
国分寺市立第二小学校

1 基本方針策定の意義

いじめは児童の人権を害するものである。そのため、本校の児童全員が安心して学校生活を送ることができるようにするためには、学校が組織としてどのようにいじめに対応し、解決していくのかが重要となってくる。

そこで本校では、こうしたいじめ問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法(平成25年策定)をはじめとする諸法規に則り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を東京都いじめ防止対策推進基本方針(平成26年7月策定)及び、国分寺市いじめ防止基本方針(平成26年9月1日策定)に基づいて定めるものである。

2 いじめの定義

本校の基本方針において「いじめ」とは、児童に対して、一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長、及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に、長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを絶対に行ってはならない。

4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校・学級でも起こり得るという認識の下、全ての児童を対象に、未然防止策を日常的に講じる。また、早期発見・早期対応を基本とし、いじめを認知した場合には、計画的・組織的に対応し、迅速な解決を目指していくことが重要である。

そのためには教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめはいけないもの」という理解を促すとともに、学校、地域、家庭が一体となって全力でいじめを生まない土壌づくりをしていく必要があると考えている。そこで、以下にその具体的な取り組み方針を示す。

(1) いじめを生まない学校づくり

教職員が一致団結し、「いじめは絶対許さない」学校に

「ここからがいじめである」という一定の基準があるわけではない。そのために、その判断を誤ることでいじめが重大化したり、いじめであるという認識があっても対応が不十分で解決できなくなってしまうこともある。

そこで、全教職員がいじめ対応に対する鋭敏な感覚をもち、的確な指導力を高め、いじめ予防のための取り組みを実践していく。また、いじめは教職員が個々で解決できるような簡単な問題ではないということをしっかりと認識し、早期から組織的に対応できるような学校体制を整備していく。

また、日頃から「いじめが許されない行為である」ということを児童にも繰り返し指導していくことで、児童の意識自体を向上させる。

社会全体で1人の児童を守る連携体制

SNSの普及などによりいじめが多様化・複雑化していることもあり、いじめ問題に的確且つ迅速に対応することは、非常に難しい課題である。

そのため、学校は保護者や地域、関係機関と連携するため、定期的、積極的に外部に情報発信をしたり、情報提供を求めたりすることで、いつでも対応できるよう準備をする。

(2) 児童を守り、育てる教育活動

いじめられた児童を守り通す

いじめられた児童の気持ちに寄り添い、受容するとともに、傷ついた心を癒すためにあらゆる支援策を組織的に講じることで、いじめられた児童を守り通す。また、その後のケアも確実に実施していく。さらに、いじめを受けた児童の家庭にも配慮し、いじめに至った経緯や今後の対応についてもしっかりと伝え、定期的に家庭にも連絡を継続していく。

いじめをしてしまった児童への指導とサポート

いじめをしてしまった児童に対しては、その行いに対して厳しく指導をする。しかし、その児童が再びいじめを繰り返したり、その件がきっかけで心を閉ざしてしまったりすることがないように配慮する。また、いじめを行ってしまった背景を確認し、原因自体の改善を目指したり、その児童の家庭にも連絡を取り、行為の報告だけでなく、今後の指導の方向性等も伝え、協力体制を作ったりすることで、当該児童の成長のサポートをしていく。

教師が支え、児童が中心になっていじめを防ぐ

児童の主體的な取り組みを大切に、計画的にいじめ撲滅のための行動力を培わせていく。そのためには児童会活動を中心に、全児童が主體的に取り組めるような企画を、教師のサポートの下、計画・実行していくことが重要である。そうすることで、みんなで協力し、勇気をもっていじめをなくそうとする児童を育てていく。

(3) 早期対応・解決

いじめ対応は迅速に

いじめはいつ起きるか分からないため、いつでもすぐに対応できるよう準備をしておくことが重要である。そこで、初動を早め、適切に対応できるようにするために、対応をマニュアル化している。しかし、実際はその通りに動くのではなく、それを元に、実態に即した策を立てることが重要である。そうすることで、早期に適切な対応をとり、いじめを最小限に抑えることができる。

教職員で協力し、計画的・組織的な対応で解決

担任一人に対応するのではなく、学年またはその他の教職員の協力の下、行動することが早期対応のポイントである。しかし、その際誰がどの児童に対応するのか、誰を同席させるのが適切かなど、その児童との関係性なども考慮して決定する必要がある。

そのため、関係者による対策委員会を即座に開き、上記のような内容を考慮しながら適切な人材を選び、どのように対応するか具体案を検討し、対応していく。

5 本校の取り組み

(1) いじめ防止のための組織や体制

① 学校いじめ対策委員会の設置

○当委員会は管理職、生活指導・学年主任、養護教諭で構成され、年に4回の定例会を実施する。また、必要に応じてスクールカウンセラー(以下 SC)、スクールソーシャルワーカー(以下 SSW)だけでなく、子ども家庭センターや警察など外部機関とも連携を取りながら、迅速且つ的確に対応できるようにしている。

② 学年、専科教員及び管理職間での情報共有

○週1回、学年、または専科教員との間で児童の情報交換を行い、担任だけでは気付けない児童の様子についても把握できるようにしている。また、上がった内容をすぐに管理職に報告・連絡・相談するようにしている。

③ 生活指導夕会の活用

○毎週全教職員で児童の情報交換をする場を設けている。ここでは、学年会等の情報を全体に発信することで、全教職員の目で児童を見守っていけるように工夫している。

④ 外部機関との連携

- 子ども家庭支援センター、民生・児童委員等の外部機関と定期的に連絡を取り、情報共有をすることで、いじめの予防策をとれるよう配慮している。

⑤ SC、SSWとの連携

- 校内でも児童の心のサポートをできるよう、定期的にSCやSSWが来校し、児童の心身のサポートができるよう配慮している。

⑥ 学校相互間の連携協力体制

- 中学校や保育所・幼稚園と年に1回、児童の情報交換・提供を行っている。また学童保育所、児童館とも情報交換を行い、学外での児童の状況も把握できるようにしている。

(2) いじめの未然防止のための取り組み

① 人権教育の充実

- 「すべての人を大切にするまち宣言」に則り、1人ひとりすべての児童が過ごしやすい学校を作る。
- 特別支援学級・特別支援教室との連携を図り、障害理解について学ぶ機会を作る。
- LGBTQをはじめとする様々な人権への理解を促し、互いを理解し、思いやりの心を育てる。

② 学級経営の充実

- 学級会を通し、合意形成や意思決定の場を設定し、コミュニケーション能力を高めるための取り組みをするなど、児童の実態を考慮した学級経営に努める。
- 児童一人一人が達成感や充実感をもてる「分かる・できる」授業の実践に努める。

③ 児童会活動の実施

- 「いじめ撲滅宣言」等を活用し、児童が主体的に取り組むことのできる活動の充実を図る。
- 縦割り班活動の中で、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- いじめ防止フォーラムへの代表児童の参加、及びその内容の情報の伝達など、児童が主体となったいじめ防止のための活動を実施する。

④ いじめ防止のための授業の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 学校全体であいさつ運動やふれあい月間に取り組み、道徳的実践力を高める。
- 5年生を対象に弁護士によるいじめ防止のための授業を実施する。

⑤ 相談体制の整備

- 教育相談全体会で、全校で見守るべき児童の現状や指導方針などの共通理解を図る。
- 年間3回以上いじめに関する校内研修を実施する。
- SCやSSWと関わる時間を設定し、授業観察等を行い、教育相談の充実に努める。
- 5年生においてSCとの全員面談を実施することで、児童が相談しやすい環境を整える。

⑥ インターネット等のいじめに対する対策

- 毎年現状把握に努めるとともに、低学年からしっかりと児童にモラル教育、情報リテラシー教育をするなど迅速に対応する。
- インターネットの使用方法について、家庭内での適切なルール作りを呼びかける。
- どの学年でも計画的に情報モラル啓発のための授業を実施し、児童の情報モラルの育成を図る。

(3) いじめの早期発見・早期解決のための取り組み

① 毎学期「いじめアンケート」の実施

○毎学期、「いじめアンケート」を実施することで、小さいいじめも見逃さないようにする。

② 「いじめの早期発見・早期解決のための手引き」の作成、活用

○独自に作成したいじめ対応マニュアルを基に具体策を練ることで、的確且つ迅速な対応ができるようにしている。

(4) いじめの重大事態への対応

① 重大事態の定義

- 以下のような場合、いじめの重大事態と判断し、一般的ないじめ対応とは異なる特別な対応を講じることとする。
- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

② 重大事態への対処

- いじめの重大事態と判断された場合、以下の通り対応する。
- ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
 - イ いじめ防止対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。